

ブラジル国外からの国際郵便物の送付について

2019年12月26日

ブラジル国外からの国際郵便物の送付について、以下のとおりお知らせいたします。

今般、連邦歳入特別局（Receita Federal）からの発表によれば、2020年1月1日から当国宛てに国際郵便物を送付する際、通関手続を実施する上ですべての郵便物の宛先（またはお届け先）に個人登録番号（CPF）、企業登録番号（CNPJ）または旅券番号の記載が必要となる旨発表されました。

その何れも記載が無い場合は、郵便物が輸入禁止となり海外へ返送されることとなり、返送が不可能な場合は処分されることになる模様です。

詳細につきましては、下記郵便局及び連邦歳入特別局（Receita Federal）のサイトをご参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

郵便局リンク：<https://www.correios.com.br/noticias/receita-federal-exigira-identificacao-de-cpf-cnpj-nas-encomendas-e-remessas-internacionais>

伯経済省連邦歳入特別局（Receita Federal）リンク：

<http://receita.economia.gov.br/noticias/ascom/2019/dezembro/receita-federal-exigira-identificacao-de-cpf-cnpj-nas-encomendas-e-remessas-internacionais>

<http://receita.economia.gov.br/orientacao/aduaneira/manuais/remessas-postal-e-expressa>